

## **第3章 調査事項及び生活環境影響調査項目**

# 第3章 調査事項及び生活環境影響調査項目

## 3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

生活環境影響調査項目の選定の基本的な考え方は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）に示される焼却施設の調査手法を参考とした。

生活環境影響要因ごとに設定した生活環境影響調査項目は、表 3-1-1に示すとおりである。

表 3-1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	施設の稼働 (排水含む)	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気質	二酸化硫黄	○			
	二酸化窒素	○			○
	浮遊粒子状物質	○			○
	塩化水素	○			
	ダイオキシン類	○			
	水銀	○			
	微小粒子状物質	○			
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数	○		○	
騒音	騒音レベル		○		○
振動	振動レベル		○		○
水質	生物化学的酸素要求量 または化学的酸素要求量、 浮遊物質量、 ダイオキシン類		×		

注) 表内の記号は以下に示すとおりである。

○：生活環境影響調査を実施する項目

×：影響がない又は影響が軽微であるため生活環境影響調査を実施しない項目

### 3-2 生活環境影響調査項目の選定及び非選定理由

生活環境影響調査項目の選定及び非選定理由は、それぞれ表 3-2-1及び表 3-2-2に示すとおりである。

表 3-2-1 生活環境影響調査項目の選定理由

調査事項	生活環境影響要因	生活環境影響調査項目	選定理由
大気質	煙突排ガスの排出	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀 微小粒子状物質	煙突排ガスの排出による二酸化硫黄等の大気質への影響が考えられることから、項目として選定した。 なお、微小粒子状物質は現況の把握のため現地調査のみを実施する。
		二酸化窒素 浮遊粒子状物質	廃棄物の搬出入を行う車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられることから、項目として選定した。
悪臭	煙突排ガスの排出 施設からの悪臭の漏洩	臭気指数	煙突からの臭気の排出による影響が考えられることから、項目として選定した。
		特定悪臭物質濃度及び臭気指数	計画施設からの臭気の漏洩による影響が考えられることから、項目として選定した。
騒音	施設の稼働	騒音レベル	設備機器の稼働による騒音の影響が考えられることから、項目として選定した。
	廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル	廃棄物の搬出入を行う車両の走行による騒音の影響が考えられることから、項目として選定した。
振動	施設の稼働	振動レベル	設備機器の稼働による振動の影響が考えられることから、項目として選定した。
	廃棄物運搬車両の走行	振動レベル	廃棄物の搬出入を行う車両の走行による振動の影響が考えられることから、項目として選定した。

表 3-2-2 生活環境影響調査項目の非選定理由

調査事項	生活環境影響要因	生活環境影響調査項目	非選定理由
水質	施設の稼働(排水含む)	生物化学的酸素要求量 または化学的酸素要求量、 浮遊物質量、 ダイオキシン類	施設からの排水は、適正に処理を行った後、下水道に放流する計画としており、水質に影響を及ぼすような要因はないことから、項目として選定しない。